

加古川市危機管理対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市内や周辺地域において、不測の災害または重大な事件、事象（以下「事件等」という。）が発生した場合、または発生する予兆がある場合において、その被害・損失を最小限にとどめるとともに、事件等の発生を事前に予防・抑止するため、加古川市危機管理対策会議（以下「危機対策会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 危機対策会議は、事件等の予兆または発生した場合で緊急対応する必要があるとき、所属間での調整が必要であると認められるときに、市長が設置するものとする。

2 事件等を所掌する所属長が必要と判断するときは、危機対策会議の開催を危機管理担当部長に要請することができる。

(危機対策会議の所掌)

第3条 危機対策会議においては、次の事項について所掌する。

- (1) 事件発生後の処理方策の検討
- (2) 危機管理の実行過程における統括管理
- (3) その他危機対策会議において必要とする事項

(危機対策会議の組織)

第4条 危機対策会議は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、防災監をもって充てる。
- 4 委員は、次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 副市長
 - (2) 教育長
 - (3) 上下水道事業管理者
 - (4) 技監
 - (5) 加古川市部長会議規程（平成元年訓令甲第7号）第2条第1項に規定するもの。
- 5 委員は、前各号に定めるもののほか、必要と認められる者をこれに充てることができる。
- 6 危機対策会議は、委員長が主宰する。
- 7 委員長は、委員を招集する。
- 8 委員長に事故あるときは、加古川市副市長事務分担規則（平成31年規則第11号）第4条の例により、副市長がその職務を代理する。

(危機対策会議の閉鎖)

第5条 委員長は、危機対策会議の役割が終了したと判断するときは、危機対策会議を閉鎖する。

(庶務)

第6条 危機対策会議の庶務は、防災安全部防災対策課で処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。